

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	介護給付費支給決定事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉名市は、介護給付費支給決定事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護給付費支給決定事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

玉名市長

公表日

令和4年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護給付費支給決定事務
②事務の概要	<p>玉名市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、障害福祉サービスに係る給付に関する事務を行っている。これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法番号」という。）に基づき、特定個人情報ファイルを取扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 法の規定による次に掲げる給付に関する事務</p> <p>(1) 介護給付費、特例介護給付費の支給 (2) 訓練等給付費、特例訓練等給付費の支給 (3) 特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給 (4) 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費の支給 (5) 計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費の支給 (6) 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 (7) 高額障害福祉サービス等給付費の支給</p> <p>※介護給付費の支給の際は、公金受取口座を活用する。</p> <p>2 法第24条第2項の支給決定の変更に関する事務 3 法第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務</p> <p>・特定個人情報ファイルは1～2に関する次の事務に使用している。</p> <p>① 申請書等の受理 ② 利用者の世帯構成の確認 ③ 利用者自己負担額算定のための収入状況の把握（課税情報確認） ④ WEL+への支給情報入力 ⑤ 支給決定通知及び受給者証の交付</p>
③システムの名称	総合福祉システム(WEL+)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)障害福祉サービス受給者ファイル (2)障害福祉サービス世帯員ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条第1項 ・別表第1の84の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の108、109及び110の項 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の16、26、56の2、57、87及び116の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部総合福祉課
②所属長の役職名	総合福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部総合福祉課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	②松岡 康吉	②総合福祉課長	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	(特定個人情報の照会) 番号法第19条第7号	(特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第7号	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 法第6条に規定する自立支援給付の支給に関する事務 2 (変更なし) 3 (変更なし)	1 法の規定による次に掲げる給付に関する事務 (1) 介護給付費、特例介護給付費の支給 (2) 訓練等給付費、特例訓練等給付費の支給 (3) 特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給 (4) 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費の支給 (5) 計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費の支給 (6) 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 (7) 高額障害福祉サービス等給付費の支給 2 法第24条第2項の支給決定の変更に関する事務 3 法第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務 ・特定個人情報ファイルは1～2に関する次の事務に使用している。 ① 申請書等の受理 ② 利用者の世帯構成の確認 ③ 利用者自己負担額算定のための収入状況の把握(課税情報確認) ④ WEL+への支給情報入力 ⑤ 支給決定通知及び受給者証の交付	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月27日	②事務の概要	<p>玉石市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、障害福祉サービスに係る給付に関する事務を行っている。これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法番号」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを取扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 法の規定による次に掲げる給付に関する事務</p> <p>(1) 介護給付費、特例介護給付費の支給 (2) 訓練等給付費、特例訓練等給付費の支給 (3) 特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給 (4) 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費の支給 (5) 計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費の支給 (6) 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 (7) 高額障害福祉サービス等給付費の支給</p> <p>2 法第24条第2項の支給決定の変更に関する事務</p> <p>3 法第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務</p> <p>・特定個人情報ファイルは1～2に関する次の事務に使用している。</p> <p>① 申請書等の受理 ② 利用者の世帯構成の確認 ③ 利用者自己負担額算定のための収入状況の把握(課税情報確認)</p>	<p>玉石市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、障害福祉サービスに係る給付に関する事務を行っている。これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法番号」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを取扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 法の規定による次に掲げる給付に関する事務</p> <p>(1) 介護給付費、特例介護給付費の支給 (2) 訓練等給付費、特例訓練等給付費の支給 (3) 特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給 (4) 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費の支給 (5) 計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費の支給 (6) 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 (7) 高額障害福祉サービス等給付費の支給</p> <p>※介護給付費の支給の際は、公金受取口座を活用する。</p> <p>2 法第24条第2項の支給決定の変更に関する事務</p> <p>3 法第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務</p> <p>・特定個人情報ファイルは1～2に関する次の事務に使用している。</p> <p>① 申請書等の受理 ② 利用者の世帯構成の確認</p>	事前	